

川井健著、良永和隆補筆「民法案内 13 事務管理・不当利得・不法行為」勁草書房 2014 年 8 月 23 日刊を読む

## はしがき

### 1. はしがき

川井 健(平成 23 年 7 月記)

- (1) 本書は、民法案内の財産法の最後の部分である。できるだけ我妻榮先生のご方針に沿うように努めたつもりである。
- (2) 我妻先生のご著者の補訂と続編を担当してつくづく思うのは、我妻先生の偉大さである。民法案内シリーズは、我妻先生の最後のお仕事であった。長年の講義の経験を生かして、わかりやすく、しかも鋭く問題点を指摘し、説得力のある仕方での叙述は、余人の追随を許さないものである。弟子の私として恥じ入る次第である。
- (3) 我妻先生は、ご逝去の直前まで、製造物責任の立法化をめざして、製造物責任研究会を主宰しておられた。私は、その研究会の幹事を務めさせていただいていた。本書でも取り上げた製造物責任法は、我妻先生の没後ようやく成立した。私にとっても、思い出深い立法である。
- (4) この民法案内のシリーズを通して、我妻民法が後世に永く伝わることを切に願うものである。

### 2. 補筆 はしがき

平成 26 年 5 月 15 日(川井健先生の 1 周忌の日に)良永和隆

- (1) 恩師・川井健先生が亡くなられてから、今日でちょうど 1 年になる。亡くなられ少し前、最後となってしまったお見舞いに伺ったときにも、先生の病室のベット横には本書の原稿および初校刷が積まれていた。起き上がるのも困難な状況のなか、文字通り、最期まで死力を尽くし情熱をかけて本書の執筆・完成に取り組んでおられるお姿をみて、真の学者とはこうあるべきものかと感銘を受けた。そして、本書が、この民法案内シリーズを始められた我妻榮先生と同様、一生を民法の研究に捧げられた川井健先生の遺作となった。
- (2) 川井先生は、先生の師である我妻先生においても遺作となった「民法案内第 11 巻」の後を引き継ぎ、少なくとも財産法分野を完成させたいとの意欲をもって、本書(民法案内第 13 巻)を執筆された(なお、未刊ながら、第 12 巻の契約各論下巻の原稿も残されている)。
- (3) 主な内容や骨格はほぼできあがり、すでに「はしがき」の草稿(前掲)も用意されていたが、表現や内容にさらに手を入れ修正・補充して、完成されるおつもりだったようで、校正刷には文章の手直しのためのメモや書き込みが多数あった。先生ご本人で完成にたどり着けないままに亡くなられてしまったのは残念でならないが、「後はすべてお任せするよ」との先生のご遺志を受けて、不肖の弟子である私が、先生のメモ書きを頼りに補筆したのが本書である(一部骨子・骨格のみで文章としては完成していないところなど、先生の著作(有斐閣の「民法概論」等)を参考に、補ったところもある)。

(4)法律書の世界で「補筆」はあまり例がないと思われるので、違和感を感じられる方もおられると思うが、あくまで川井先生の意図・ご意向に沿うように、未完だった部分を補って執筆したということから、出版社からご提案いただいた「補訂」ではなく、「補筆」とした。

(5)我妻先生の民法案内(第1巻から第11巻まで刊行)は、今日でも広く読まれていて、私は、これほどの名著名作はないと思っているが(民法を教える立場の者もすべからず講義する前には、「我妻・民法案内」の該当部分を読んでから、その講義にのぞむべきだと思っている)、これを引き継いだ川井先生の本書は、我妻先生のものとはまた違った川井先生らしさのある川井健風の民法案内となっている。

川井先生の遺作、最期の作品である本書が我妻先生の民法案内とともに、広く読まれることを願っている。

#### [コメント]

我妻榮先生の名著「民法講義」の参考書として法律を学ぶ人なら誰もが世話になった「民法案内」シリーズの最終刊の本が、我妻先生の御逝去後、川井健先生により執筆され、川井先生の御逝去後、良永和隆先生の手によりこの度刊行された。法律学を学ぶ一人としてこんなに嬉しいことはない。これほどわかりやすい民法の講義はない。是非、御一読を。

— 2014年10月15日 林 明夫記 —